



# 岩倉市商工会 からの ご案内 (2025年5月分)

## 1. 事業環境変化に伴う個別経営相談会のご案内

## 2. 商工通信広告記載のお知らせ

## 3. 令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

★市内事業所へピンポイントで PR!! 配送先事業所は当商工会員約 850 社。  
自社サービスの PR をしませんか? チラシ同封サービス 1回 4,400 円 (税込)  
詳しくは、商工会事務局までお問合せ下さい。

### 岩倉市商工会

〒482-0042 岩倉市中本町西出口 31-1

TEL (0587) 66-3400 FAX (0587) 66-3417

ホームページ <https://iwakura.or.jp>

Facebook <http://www.facebook.com/iwakurashisyokukai/>

岩倉市商工会 LINE 公式アカウントからも  
毎月の文書配布の内容をお届け!  
登録はこちらから↓



LINEID @541e11st

＼＼事業主の皆様へ／／

参加費無料

ちょっとした悩み事はございませんか？

その悩み専門家と一緒に解決しませんか？

# 事業環境変化に伴う 個別経営相談会のご案内

## 日時

第1・3 木曜日（令和7年5月8日～令和8年1月22日）

講師 新山 寛晃（中小企業診断士）

第2・4 木曜日（令和7年5月15日～令和8年1月25日）

講師 高橋 浩史（ITコーディネーター）

①13:30～15:00 ②15:00～16:30 各日とも2回入替制（相談時間 90 分）

## 会場

岩倉市商工会館 2階研修室

## 活用内容

- ①SNS 投稿の仕方等について。
- ②持続化補助金や経営革新計画など補助金の申請について。  
事業計画など今後の事業方針の相談。
- ③デジタル化について。

少しでも気になることがありましたら気軽にご相談ください

## 申込

お電話にてお申し込みください。（0587-66-3400）  
申込時に頂いた情報は、本相談会及び事業案内・各種連絡にのみ利用します。

- ※ 一度に複数回のご予約は出来ません。相談後次回のお申込みができます。
- ※ キャンセルは必ずご連絡ください。
- ※ 事情により中止させていただく場合がございます。

（お問い合わせ） 岩倉市商工会 岩倉市中本町西出口 3 1 - 1 TEL 0587-66-3400

# 個別経営相談会日程表 (各日 ① 13:30～ / ② 15:00～)

## 第1・3 木曜日

講師 新山寛晃(中小企業診断士)

5/8、5/22、6/5、6/19、7/3、7/17、  
8/7、8/21、9/4、9/18、10/2、10/16、  
11/6、11/20、12/4、12/18、  
R8.1/8、1/22

しんやま経営支援  
オフィス(株)  
新山 寛晃氏



企業理念に寄り添い、企業の計画的な経営ビジョン、ありたい姿達成支援を行っている。経営計画策定から戦略に至るまでの論理的なアドバイスが魅力的。

多様な支援案件にも対応できることから様々な業種の企業から高い評価を得ており顧客が真剣であれば、どんな時でも逃げないし諦めないV字回復経営コンサルタント。

### 【登録支援機関】

愛知県商工会連合会エキスパートバンク  
登録専門家  
名古屋商工会議所エキスパートバンク  
登録専門家  
岐阜県商工会連合会エキスパートバンク  
登録専門家

## 第2・4 木曜日

講師 高橋浩史(ITコーディネーター)

5/15、5/29、6/12、6/26、7/10、7/24、  
8/14、8/28、9/11、9/25、10/9、10/23、  
11/13、11/27、12/11、12/25、  
R8.1/15、1/29

ビジョンデザイン  
高橋 浩史氏



売上を作る Web プランナー

これまで飲食業・製造業・建築業など、支援先は多岐に渡り 600 を超えるお客様のお困り事を解決した実績を持つ。

ブランド力強化のための Web、印刷物、動画連動プロモーションなど幅広い支援を行う IT コーディネーター。

### 【登録支援機関】

中小企業庁ミラサポ認定 専門家  
あいち産業振興機構 技術専門家  
愛知県商工会連合会エキスパートバンク  
登録専門家

## 相談会活用事案

- ・各種補助金、助成金、経営革新計画など申請  
(持続化補助金、ものづくり補助金、業務改善助成金)
- ・事業計画など今後の事業方針の相談

- ・公式 LINE 開設
- ・SNS(Instagram、TikTok、Youtube)開設
- ・チラシ、動画作成 ほか



## 令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

## &lt;令和7年度の雇用保険料率&gt;

(赤字は変更部分)

| 事業の種類             | 負担者                                         |                 |                           |                  | ① + ②<br>雇用保険料率   |
|-------------------|---------------------------------------------|-----------------|---------------------------|------------------|-------------------|
|                   | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率のみ) | ②<br>事業主負担      | 失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率 | 雇用保険二事業<br>の保険料率 |                   |
| 一般の事業             | <b>5.5/1,000</b>                            | <b>9/1,000</b>  | <b>5.5/1,000</b>          | 3.5/1,000        | <b>14.5/1,000</b> |
| (令和6年度)           | 6/1,000                                     | 9.5/1,000       | 6/1,000                   | 3.5/1,000        | 15.5/1,000        |
| 農林水産・※<br>清酒製造の事業 | <b>6.5/1,000</b>                            | <b>10/1,000</b> | <b>6.5/1,000</b>          | 3.5/1,000        | <b>16.5/1,000</b> |
| (令和6年度)           | 7/1,000                                     | 10.5/1,000      | 7/1,000                   | 3.5/1,000        | 17.5/1,000        |
| 建設の事業             | <b>6.5/1,000</b>                            | <b>11/1,000</b> | <b>6.5/1,000</b>          | 4.5/1,000        | <b>17.5/1,000</b> |
| (令和6年度)           | 7/1,000                                     | 11.5/1,000      | 7/1,000                   | 4.5/1,000        | 18.5/1,000        |

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。